

平成 30 年度第 3 回練馬区障害者差別解消支援地域協議会議事録

- 1 日時 平成 31 年 3 月 11 日（月） 午前 11 時から 12 時
- 2 場所 区役所 交流会場
- 3 出席委員 高橋委員、金杉委員、森山委員、的野委員、市川委員、田中委員、北川委員、松本委員、鈴木委員、石野委員、松澤委員、安部井委員、千葉委員、押委員、榎本委員、蔵方委員、新居委員、中田委員、吉岡委員、佐藤委員、中里委員、北原委員
(以上 22 名)
※欠席 古畑委員、増坪委員、清水委員
- 4 傍聴者 3 名
- 5 配付資料
 - ① 資料 1 区における障害を理由とする差別に関する相談について
 - ② 資料 2 平成 30 年度 障害を理由とする差別の解消の推進に関する取組の報告
 - ③ 資料 3 平成 31 年度 障害を理由とする差別の解消の推進に関する取組について（案）
 - ④ 資料 4 第 1 期（平成 28～30 年度）練馬区障害者差別解消支援地域協議会活動報告書（案）

○会長

それではよろしくお願いたします。平成 30 年度第 3 回障害者差別解消支援地域協議会になります。早速、次第に沿って進めさせていただきます。

次第 2 の（1）、区における障害を理由とする差別に関する相談事例の報告について、資料 1 が出ておりますので、事務局から説明をお願いします。

○事務局

資料 1 の説明

○会長

ありがとうございます。ただいまの相談事例の報告について、ご質問やご意見などございますか。

○委員

不当な差別的取り扱いに関する相談が 1 件ということですが、これは民間の事業者によるものでしょうか。この場合、東京都の条例がもう動いておりますが、都条例に基づくご指導になるのか、それとも、区のご指導になるのか、どのようになっているのかということの一つ。

もう一つは、差別を受けたという事例だけではなく、良い事例というものもあります。不動産業者の中には、精神障害者への物件探しで協力的な業者もおります。そういう事例については、良い事例という形で紹介することも、

障害者差別の解消への一つの手がかりになるかと思います。以上の点についてお伺いしますが、いかがでしょうか。

○障害施策推進課長

まず1点目についてですが、今回ご報告したこの不当な差別的取り扱いに関する相談は平成30年4月のことでございます。東京都の条例が10月に施行されておりますので、それ以前のものとなっております。

ただ、こちらについては東京都のほうに報告を上げさせていただき、東京都としても承知をしているものでございます。

また、好事例についてですが、良い事例というのはあると私どもも思っております。ただ、なかなか区だけでは集まりにくいということもありますので、東京都で作成した合理的配慮の好事例集や障害者差別解消法ハンドブックの活用も含めて考えていきたいと思っておりますし、協議会の場でもご紹介していきたいと思っております。

また、不動産業界につきましては、来年度4月から居住支援協議会を発足させる予定となっております、障害や高齢、ひとり親の方々の住まいの場の確保も含め、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○会長

ありがとうございました。今、居住支援協議会について言及されましたが、居住支援協議会というのは上手に運用すると大変成果が上がるものです。住宅セーフティネット制度と言い、昨年法改正がされましたが、これからますます環境が変化していくものと思われまます。

それから、もう一つは空き家の議論がございます。練馬区では戸建ての空き家が増えているのではないかと考えておりますが、それらも含めて地域資源にしようとするためには、やはり業者や家主、地主の理解が必要になるので、住宅部局には頑張ってもらいたいと思っております。住宅施策は今までなかなか取り組まれていなかったのですが、これはとても大事ですので、ぜひ皆さまも関心をお持ちいただければと思います。先ほど、地域移行の話が出ておりましたので、報告させていただきました。練馬区が4月から取り組まれるのは大変心強いと思っております。

すいません、先ほどの不動産業者の件の結果だけ教えてほしいのですが、どうなったのでしょうか。

○事務局

事務局でございます。不動産業者にはご理解いただき、相談者の方にその旨をお伝えさせていただいたところですが、半年後に聞いた時には、相談者の方はその不動産業者には来ていないということでした。

私のほうから相談者の方にお話ししたときにも、物件探しは一旦休憩しようと思っておられるということをおっしゃっていただきましたので、その後は物件探しを休憩されているのではないかと考えられます。

○会長

躊躇してしまうということもありそうなので、上手に対応することがとて

もとても大事だという、いい教訓だと思います。

○障害施策推進課長

先ほど少しお話ししましたが、障害や高齢、ひとり親の方々など、なかなか自分たちでは物件探しを進めにくい、そして、不動産業者もなかなか事情がよく飲み込めない、そういったところへの取組も始めてまいります。

住宅確保事業を利用する方の状況を家主や不動産業者に理解していただき、適切な物件をマッチングしてもらおうという取組を今後始めてまいりますので、こういった方々もそこにご相談いただければと思っております。

○会長

ありがとうございました。よろいでしょうか。それでは、引き続き、平成30年度の取組報告と平成31年度の取組について、資料2と3により報告をお願いします。

○事務局

資料2・3の説明

○会長

ありがとうございます。今の報告につきまして、ご質問やご意見はございますか。

○委員

教育機関との連携により子どもたちへ障害理解の授業を実施することはとてもいいことだと思います。

ただ、授業をコーディネートするのは先生方だと思うので、障害理解と漠然と言うのではなく、それによって何を理解するのかということも分かってもらうことが大事だと思います。障害のある方が理解してもらいたいのは、単に障害があるから弱者ですよということではなく、それぞれの人が強みもあるし弱みもある、当たり前の人だということをしちゃんと理解してもらうことだと思います。そのうえで、それぞれの弱みをカバーし合いつつ、強みを引き出すような関わり合いをしていくことが大事なのではないでしょうか。

各団体からもそういう話しはあると思いますが、障害があっても当たり前の人であって、当たり前の子どもの人であって、当たり前に強みや弱みもあって、あなたたちと一緒に共に生きている人間として支え合うことが大事だということを示したほうがいいかと思います。

先生方もお忙しい中で授業をつくっていきますし、初めての体験なので、思いがうまく伝わらないでミスマッチングしてしまわないように、事前にきちんと学校のほうにお伝えいただきたいなと思います。

○会長

大変貴重で重要なお意見だったと思いますが、いかがでしょうか。

○障害施策推進課長

教育部署のほう今日は欠席でございますので、私のほうからよろいでしょうか。この取組はプロセスがとても大事かと思っております。実施することだけが目的ではなく、そこに至るまでのプロセス、ここについて重点を

置いて私たちも考えてまいります。

これについては教育、それから福祉も連携しながら、前段階のプロセスのところからしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

○会長

ぜひ、よろしく願います。これはきちんと議論しないといけないくらいの大変大事なテーマとも思います。

そうすると、やはり多様性をどう受け入れていくかということが大事で、パラリンピックなどもそういう意味では障害理解を促進している側面と、どうも障害者の分断になってしまい兼ねない側面とがあると思います。

そういうことも含めてぜひ取り組んでもらいたい大事なご提案をいただきました。ありがとうございます。

ほかになれば、次の議題に移りたいと思います。

続いて、障害者差別解消支援地域協議会の今期の活動報告書と次期の協議会について資料4が出ておりますので、事務局より説明をよろしく願います。

○事務局

資料4の説明

○会長

ありがとうございました。

活動報告書について、何かご意見はございますか。

○委員

今、ご報告のあった中で、障害を理由とする差別の解消の推進に関する主な取組について一言よろしいでしょうか。今年度の障害者フェスティバルの中で、私ども障害者団体連合会の展示で、東京都の差別解消に関する条例の説明をいたしまして、大変好評をいただきました。

そういった動きがありましたので、この部分に注記していただければありがたいと思います。以上でございます。

○会長

お手が挙がっております。どうぞ。

○委員

この協議会の中で、差別を受けたであろう障害者とその事業所との間の紛争とか、そういうところに至らないように、なるべく建設的対話を積み重ねていく橋渡しをするという話があったかと思います。

その先に、それでも解決しなかった場合には、斡旋や調停などに至る場合があるかと思います。東京都の条例では紛争解決のところまで積み上げていきます。

ただ、練馬区では、建設的対話を積み重ねて紛争までなるべくいかないようにするという感じがちょっと読み取れたのですが、そうはいかなかった場合、どのように東京都の条例と整合性をとるのか、あるいはそこにつなげていくのでしょうか。

○障害施策推進課長

やはり、最初の窓口においては、紛争に至る前の建設的対話であったり、合理的配慮をしっかりとやっていくこと、また、紛争防止のための解決に向けた関係者の対応力向上に取り組んでまいりたいと思っています。それでもなかなか難しいのであれば、東京都と連携をしながら進めてまいりたいと考えております。

先ほど、障害者差別に関する相談件数をご報告しましたけれども、昨年よりも件数が減っております。これはやはり、当初は建設的対話や合理的配慮がなかなか進まなかったところから、その部分の理解が進んできたことの表れの一つとも思っております。最初の段階での建設的対話によって解決につながり、相談事例として挙がってこないものもそれなりにあるのではないかと考えているところでございます。

東京都、練馬区、それぞれ役割分担をしながらしっかりと対応していきたいと考えております。

○会長

相談事例の件数が活動報告書に載っていないのですが、3年間の経過になりますので、記載についてご検討ください。

障害者差別解消法の効果といいますか、それが分かるものはとても大事だと思います。

ほかに何かお気づきのこと、あるいは提案や課題提起等も含めてございますか。

○委員

資料3のこどもの障害理解の取組について、交流という言葉が使われています。今、特別支援学校とか学級があるので、この言葉でも分からないわけではないのですが、もともと分かれていたものから一緒にするという意味合いがあるというところでは、違う言い回しにさせていただくといいなと思いました。イメージは分かりますが、言葉にすると今の時代ではちょっとどうなのかという感じがしましたので、何かほかの言葉に変えていただけるとありがたいです。

○会長

やはり、最近は包摂という言葉を使いますが、ちょっと難しいですね。インクルージョンという、包み込むという意味なのですが。

実態がなかなか伴っていない中で、それを端的に表す言葉がないという、そういうご指摘かと思っておりますので、出来たら一つ工夫をしましょうか。

最終的にまとめるまで、まだ若干時間はあるかと思っておりますので、何かありましたら事務局までお早めをお願いします。

それでは、今日頂いたご意見を含めて、事務局とご相談しながら、私と事務局で調整させていただくということで、ご了解をいただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

以上で本日の議題は終了いたしました。第1期の障害者差別解消支援地域

協議会はこれで一区切りでございます。閉会にあたり、福祉部長よりご挨拶をお願いいたします。

○福祉部長

平成 28 年度から 3 か年度に渡り開催してまいりました、第 1 期練馬区障害者差別解消支援地域協議会が本日をもって終了となります。

障害者団体や教育、福祉、法曹関係者など、各分野から多くの方々にご参加いただき、誠にありがとうございました。この 3 年間、障害者差別に関する相談事例の共有や差別解消のための取組などについてご議論をいただきました。平成 28 年度から毎年開催しております障害者差別解消推進講演会や練馬区独立 70 周年を契機として始まったねりまユニバーサルフェスなど、委員の皆さまからいただいた貴重なご意見をもとに、障害者差別解消の推進、障害理解のための取組を進めてきましたが、まだまだ合理的配慮などについての周知が不足していると感じています。

平成 30 年 10 月には、「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」が施行され、また、今年は障害者差別解消法が施行されてから 3 年が経過し、見直しの年となります。

第 2 期に向けましては、国や東京都の動向をこれまで以上に注視しながら、誰もが住み慣れた地域のなかで、自立して暮らし続けることができるよう、さらに充実した協議の場となるよう運営していきたいと考えておりますので、これからもご協力のほどよろしくをお願いいたします。

最後に、これまで当協議会の運営に携わっていただいた委員の皆さまに改めて感謝申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

○会長

どうもありがとうございました。

以上を持ちまして、平成 30 年度第 3 回障害者差別解消支援地域協議会を終了いたします。

第 1 期の終わり、最後のまとめの会でございました。皆さまには 3 年間ご参画いただきまして、大変ありがとうございました。お礼を申し上げて結びの言葉にさせていただきます。どうもありがとうございました。

— 了 —